日本繊維産業連盟ヨリ大阪毛織物工業組合ヘ対シ本年十一月一日ヨリ実施スベキ賃金ノ引下ヲ申出ヅルコトヲ決シ同組合ヘ対シ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ同組合ヘ対シ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ

二、同盟ノ幹事二十一人ヲ会合シ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ

三、同盟ノ幹事ハ十一月一日午前十時工場ニ於テ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ

四、同盟ノ幹事ハ十一月一日午前十時工場ニ於テ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ

五、同盟ノ幹事ハ十一月一日午前十時工場ニ於テ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ

六、同盟ノ幹事ハ十一月一日午前十時工場ニ於テ其ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ

（同盟ノ主旨ヲ通ジ其ノ諒解ヲ求ムルコトヲ決シ）

一、本日ノ幹事会ニ於テ決シタル事項ヲ同盟大阪府組合ヘ通知スルコトヲ決シ

二、同盟大阪府組合ヘ通知スルコトヲ決シ

三、同盟大阪府組合ヘ通知スルコトヲ決シ

十一月八日　同

（日本繊維産業連盟大阪府組合）

セルガ翌十一月一日午前十時四十分組合代表大矢省三、熊本與市、岡五郎、西原政行、古川義雄（大阪）、矢尾喜三郎、吉田與三郎（滋賀）、從業員代表佐貫龍一、宮川喜三郎、目片喜良久、福村丑太郎、諸間重雄、中町チヨエ、ノ十三名ハ工場ニ趣キ平山事務課長ヲ訪問セルガ不在ノ爲メ庶務係和田力ニ面會ヲ求メタル處工場側ニ於テハ組合代表トノ面會ヲ拒絶シ從業員代表ト工場側庶務側和田力、人事主任田卷捨三、同係岩田七郎ノ三名ト會見シタルガ其際從業員代表ハ左記

嘆願書

一、今回ノ三工場合併ニヨル合併手當ヲ勤續年數ニヨリ支給サレタシ一年未滿日給ノ七十日分以上一月ヲ增ス毎ニ五日分ヲ即時支給サレタシ

但シ旭絹織株式會社膳所工場ノ勤續年限ヲ繼續スルコト

一、解雇手當ヲ勤續一年ニ對シ日給ノ三ケ月分同一月ヲ增ス毎ニ七